

○広島県警察の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令

令和5年3月31日

本部訓令第16号

警察本部

警察学校

各警察署

広島県警察の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令を次のように定める。

広島県警察の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条—第12条）
- 第3章 職員の責務（第13条）
- 第4章 保有個人情報の取扱い（第14条—第19条）
- 第5章 保有個人情報の提供（第20条）
- 第6章 個人情報の取扱いの委託（第21条）
- 第7章 安全管理上の問題への対応（第22条・第23条）
- 第8章 監査及び点検の実施（第24条—第26条）
- 第9章 補則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項の規定に基づき、広島県警察の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 課 広島県警察本部（以下「本部」という。）にあっては広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号。以下「組織規則」という。）第2条から第5条までに規定する課、室及び隊、組織規則第6条に規定する科学捜査研究所、組織規則第24条の5第1項に規定する広島県警察広島市警察部の課並びに組織規則第25条に

規定する広島県警察学校をいい、警察署（以下「署」という。）にあつては組織規則第27条第1項に規定する課及び組織規則第28条に規定する特別警ら隊をいう。

(2) 所属 本部の課及び署をいう。

第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第3条 広島県警察に総括保護管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 総括保護管理者は、広島県警察における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(副総括保護管理者)

第4条 広島県警察に副総括保護管理者を置き、総務部総務課長をもって充てる。

2 副総括保護管理者は、総括保護管理者を補佐する。

(保護管理者)

第5条 各所属に保護管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 保護管理者は、所属における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護管理事務責任者)

第6条 各所属に保護管理事務責任者を置き、本部の課にあつては次席、副隊長又は副校長をもって、署にあつては副署長又は次長をもって充てる。

2 保護管理事務責任者は、保護管理者を補佐し、所属における保有個人情報の管理に関する事務を行う。

(保護担当者)

第7条 保護管理者は、原則として警部以上の階級にある警察官及びこれに相当する職にある一般職員の中から保護担当者を指名することとし、警察署においては課ごとに指名するものとする。

2 保護担当者は、保護管理事務責任者を補佐する。

(監査責任者)

第8条 広島県警察に監査責任者を置き、総務部総務課長をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報の管理状況についての監査（以下「監査」という。）に関する事務を総括する。

(監査事務責任者)

第9条 広島県警察に監査事務責任者を置き、総務部総務課文書管理室長をもって充てる。

2 監査事務責任者は、監査責任者を補佐し、監査を実施する。

(監査事務担当者)

第10条 総務部総務課に、監査事務担当者を置く。

- 2 監査事務担当者は、監査責任者が指名する。
- 3 監査事務担当者は、監査責任者及び監査事務責任者の指揮を受け、監査に関する事務を行う。

(保有個人情報の適切な管理のための委員会)

第11条 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期に又は随時に開催することができるものとする。

(研修)

第12条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。

- 2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のため、情報セキュリティ対策に関して必要な研修を行う。
- 3 総括保護管理者は、保護管理者、保護管理事務責任者及び保護担当者に対し、各所属における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的実施する。
- 4 保護管理者は、所属の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のため、総括保護管理者の実施する研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じる。

第3章 職員の責務

(職員の責務)

第13条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、副総括保護管理者、保護管理者、保護管理事務責任者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

第4章 保有個人情報の取扱い

(アクセス制限)

第14条 保護管理者は、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質、程度等（以下「保有個人情報の秘匿性等その内容」という。）に応じて、当該保有個人情報にアクセス（情報に接する行為をいう。以下同じ。）する権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員及びその権限の内容を、当該保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要最小限の範囲に限定するものとする。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、保有個人情報へのアクセスは必要最小限としなければならない、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第15条 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができることを必要最小限に限定するものとする。

(1) 保有個人情報の複製

(2) 保有個人情報の送信

(3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

(4) 前各号に掲げるもののほか、保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

2 職員は、保護管理者の指示に従い、前項に掲げる行為を行うものとする。

(誤りの訂正等)

第16条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(誤送付等の防止)

第17条 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務及び事業において取り扱う保有個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認、チェックリストの活用等の必要な措置を講じるものとする。

2 要配慮個人情報を含む行政文書（広島県警察の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、広島県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が保有しているものをいう。）については、別に定めのある場合を除き、ファクシミリ装置を用いた送達を行ってはならない。

(廃棄等)

第18条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末機器及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該保有個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

2 保護管理者は、前項の規定による廃棄等を委託により行う場合は、職員の立会い等必要

な措置を講じるものとする。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第19条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

第5章 保有個人情報の提供

(保有個人情報の提供)

第20条 保護管理者は、法第69条第2項第3号又は第4号の規定により部外の者（広島県警察以外の者をいう。）のうち行政機関等以外のものに保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、前項の規定により保有個人情報を提供する場合には、提供先に対し、法第70条の規定による個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を要求するものとする。

3 保護管理者は、第1項の規定により保有個人情報を提供する場合に、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じるものとする。

4 保護管理者は、法第69条第2項第3号の規定により他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前3項に規定する措置を講じるものとする。

第6章 個人情報の取扱いの委託

(業務の委託等)

第21条 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託（契約の形態及び種類を問わず、広島県警察が部外の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう。）する場合には、広島県知事が定める広島県機密情報取扱委託基準により行うものとする。

2 個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第7章 安全管理上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第22条 職員は、保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案の発生又はその発生のおそれを把握した場合には、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。

- 2 保護管理者は、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる端末機器等のLANケーブルを抜くこと等、被害の拡大防止のため直ちに行い得る措置についてはこれを直ちに行う（職員に行わせることを含む。）とともに、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者及び当該事案に係る業務を主管する本部の課（以下「業務主管課」という。）に報告し、対応を協議するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、当該事案の内容等について直ちに報告し、調査結果を順次報告するものとする。
- 4 業務主管課は、前項の規定による報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を警察本部長に速やかに報告するものとする。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるとともに、その措置内容及び結果を業務主管課へ報告するものとする。
- 6 業務主管課は、同種の業務を実施している所属に当該事案の再発防止措置を共有するものとする。

（公表等）

第23条 保護管理者は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合、業務主管課と連携し、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講じるものとする。

- 2 法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条各項に規定する対応と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力するものとする。

第8章 監査及び点検の実施

（監査）

第24条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（点検）

第25条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（評価及び見直し）

第26条 総括保護管理者及び保護管理者は、監査及び点検の結果等を踏まえ、保有個人情報の適切な管理のための措置について、実効性等の観点から評価し、必要があると認めると

きは、その見直し等の措置を講じるものとする。

第9章 補則

(その他)

第27条 この訓令の施行に関し必要な事項は、総括保護管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(広島県警察における個人情報の取扱いに関する訓令の廃止)

2 広島県警察における個人情報の取扱いに関する訓令（平成18年広島県警察本部訓令第2号）は、廃止する。

附 則（令和8年3月31日本部訓令第14号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。